

秦野市水道事業給水条例の一部を改正することについて

秦野市水道事業給水条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和元年12月4日提出

秦野市長 高橋昌和

提案理由

次の理由により改正するとともに、字句の整理を行うものであります。

- (1) 給水装置工事手数料について、より公平な費用負担とするため、工事費に一定の率を掛けて算出する定率制から、工事の内容に応じて算出する定額制に変更すること。
- (2) 水道法の一部改正により、指定給水装置工事事業者の指定が更新制となったことに伴い、更新事務に係る手数料を定めること。

秦野市水道事業給水条例の一部を改正する条例

秦野市水道事業給水条例（昭和39年秦野市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別表」を「別表第1」に改める。

第4条の2第2号中「地下水かん養」を「地下水涵<sup>かん</sup>養」に改める。

第34条第1項の表中給水装置工事手数料の項を次のように改める。

給水装置工事手数料（新設・改造・修繕）	1件につき 8,200円に 工事内容に応じて 別表第2及び別表 第3に掲げる額を 加算した額
給水装置工事手数料（撤去）	同 3,300円

第34条第1項の表給水装置工事事業者指定手数料の項中「1件につき」を「同」に改め、同項の次に次のように加える。

給水装置工事事業者指定更新手数料	同 5,000円
------------------	----------

第34条第1項の表指定給水装置工事事業者証再交付手数料の項中「1件につき」を「同」に改める。

第34条第2項中「給水装置工事事業者指定手数料」の次に「、給水装置工事事業者指定更新手数料及び指定給水装置工事事業者証再交付手数料」を加える。

別表を別表第1とし、同表の次に次の2表を加える。

別表第2（第34条関係）

配水管又は給水管から新たに 分岐する給水管の口径	加算額
25ミリメートル以下	1本につき 5,000円
40ミリメートル	同 9,000円
50ミリメートル	同 10,500円
75ミリメートル以上	同 14,500円

別表第3（第34条関係）

メーターの口径	加算額
25ミリメートル以下	1個につき 4,400円
40ミリメートル	同 10,000円
50ミリメートル	同 12,100円
75ミリメートル以上	同 15,100円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の秦野市水道事業給水条例第34条第1項の規定中給水装置工事手数料に係る部分については、施行日以後に承認する給水装置工事に適用し、施行日前に承認した給水装置工事については、なお従前の例による。

議案第58号 秦野市水道事業給水条例の一部を改正する条例案新旧対照表

網かけ部分以外は、字句の整理によるものです。

新	旧										
<p>(給水区域) 第2条 本市の水道事業の給水区域は、別表第1の区域とする。 (給水装置の用途区分) 第4条の2 給水装置の用途区分は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 農業用 植物の栽培耕作の用に使用し、地下水涵養につながるもの (3) (略) (手数料) 第34条 市長は、次の表に掲げる手数料を徴収する。</p>	<p>(給水区域) 第2条 本市の水道事業の給水区域は、別表の区域とする。 (給水装置の用途区分) 第4条の2 給水装置の用途区分は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 農業用 植物の栽培耕作の用に使用し、地下水かん養につながるもの (3) (略) (手数料) 第34条 市長は、次の表に掲げる手数料を徴収する。</p>										
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="183 906 577 959">区 分</th> <th data-bbox="577 906 1108 959">手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="183 959 577 1166">給水装置工事手数料(新設・改造・修繕)</td> <td data-bbox="577 959 1108 1166">1件につき 8,200円に工事内容に応じて別表第2及び別表第3に掲げる額を加算した額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="183 1166 577 1270">給水装置工事手数料(撤去)</td> <td data-bbox="577 1166 1108 1270">同 3,300円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	手数料	給水装置工事手数料(新設・改造・修繕)	1件につき 8,200円に工事内容に応じて別表第2及び別表第3に掲げる額を加算した額	給水装置工事手数料(撤去)	同 3,300円	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1167 906 1561 959">区 分</th> <th data-bbox="1561 906 2094 959">手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1167 959 1561 1270">給水装置工事手数料</td> <td data-bbox="1561 959 2094 1270">工事費(諸経費を除く。)の8/100の額。ただし、1,000円未満のときは1,000円とする。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	手数料	給水装置工事手数料	工事費(諸経費を除く。)の8/100の額。ただし、1,000円未満のときは1,000円とする。
区 分	手数料										
給水装置工事手数料(新設・改造・修繕)	1件につき 8,200円に工事内容に応じて別表第2及び別表第3に掲げる額を加算した額										
給水装置工事手数料(撤去)	同 3,300円										
区 分	手数料										
給水装置工事手数料	工事費(諸経費を除く。)の8/100の額。ただし、1,000円未満のときは1,000円とする。										

給水装置工事事業者指定 手数料	同	10,000円
給水装置工事事業者指定 更新手数料	同	5,000円
指定給水装置工事事業者 証再交付手数料	同	2,500円

2 前項の給水装置工事手数料は、給水装置工事の承認後、別に通知する納入通知書により納付し、給水装置工事事業者指定手数料、給水装置工事事業者指定更新手数料及び指定給水装置工事事業者証再交付手数料は、申請の際発行する納入通知書により納付する。

3 (略)

別表第1 (第2条関係)

(略)
-----

別表第2 (第34条関係)

配水管又は給水管から新たに 分岐する給水管の口径	加算額
25ミリメートル以下	1本につき 5,000円
40ミリメートル	同 9,000円
50ミリメートル	同 10,500円
75ミリメートル以上	同 14,500円

給水装置工事事業者指定 手数料	1件につき	10,000円
指定給水装置工事事業者 証再交付手数料	1件につき	2,500円

2 前項の給水装置工事手数料は、給水装置工事の承認後、別に通知する納入通知書により納付し、給水装置工事事業者指定手数料は、申請の際発行する納入通知書により納付する。

3 (略)

別表 (第2条関係)

(略)
-----

別表第3（第34条関係）

メーターの口径	加算額
25ミリメートル以下	1個につき 4,400円
40ミリメートル	同 10,000円
50ミリメートル	同 12,100円
75ミリメートル以上	同 15,100円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の秦野市水道事業給水条例第34条第1項の規定中給水装置工事手数料に係る部分については、施行日以後に承認する給水装置工事に適用し、施行日前に承認した給水装置工事については、なお従前の例による。

## 秦野市水道事業給水条例の一部を改正することについて

### 1 給水装置工事手数料の改定

#### (1) 概要

給水装置工事手数料の額は、秦野市水道事業給水条例により「工事費（諸経費を除く。）の 8 / 1 0 0 の額」と定めていますが、この定率制には次のような課題がありました。

ア 施工する事業者によって工事費が異なるため、工事の規模と内容が同じでも手数料に差が生じること。

イ 本市を除く県内の全ての水道事業体が定額制により手数料を算出しており、広域的な観点から均衡が図られていないこと。

ウ 平成 2 9 年 7 月から完成検査等を民間委託したため、その委託料を含めた事務コストに対する負担の適正化を図る必要があること。

これらの課題を解消するため、手数料の算出方法を、現行の定率制から工事の内容に応じて算出する定額制に変更するものです。

#### (2) 改定内容

ア 給水装置の新設・改造・修繕工事は、手数料 8, 2 0 0 円に、必要に応じて配水管又は給水管から新たに分岐する給水管の口径及び接続するメーターの口径に応じた加算をした額とします。

イ 給水装置の撤去工事は、3, 3 0 0 円とします。

※ 手数料及び加算額については、事務に要する人件費及び物件費により算出しました。

#### (3) 平成 3 0 年度決算額による手数料の試算

区分	決算額 (A) 【定率制】	改定後 (B) 【定額制】	差額 (B - A) ( ) 内は増減率
合 計	16, 258, 738 円	16, 416, 700 円	157, 962 円 (1. 0%)
1 件当たり	15, 096 円	15, 243 円	147 円 (1. 0%)

## 2 指定給水装置工事事業者の更新手数料の設定

### (1) 概要

水道法の一部改正（令和元年10月1日施行）により、これまで期間の定めがなかった指定給水工事事業者の指定に有効期間が定められ、5年ごとに更新が必要となったことに伴い、その更新事務に係る手数料を定めるものです。

### (2) 更新手数料の額

事務に要する人件費及び物件費により算出した額及び本市の指定下水道工事店継続登録手数料の額（5,000円）を踏まえ、5,000円とします。

### (3) 対象事業者数

446者（本市の指定給水装置工事事業者数）

## 3 施行期日

令和2年4月1日とします。



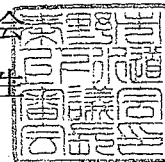


議案第58号資料2

令和元年10月2日

秦野市長 高橋 昌 和 様

秦野市上下水道審議会  
会長 茂庭 竹 生



給水装置工事手数料のあり方及び指定給水装置工事事業者  
の更新手数料の額について（答申）

令和元年8月29日付けF No.9・1・0（甲）で、当審議会に諮問  
のありましたこのことについて、次のとおり答申します。

## 1 給水装置工事手数料のあり方について

### (1) 給水装置工事手数料のあり方

給水装置工事手数料については、昭和61年度から工事費の8  
パーセントの定率による算定方法（定率制）で徴収しています。

しかし、近年における給水装置工事の施工方法の多様化等によ  
り、指定給水装置工事事業者によって工事費が異なり、その結果  
同じ規模の工事でも手数料に差が生じ、公平な費用負担となっ  
ていない状況です。

また、県内では秦野市を除くすべての水道事業体で、細かい算  
定方法は異なるものの定額による算定方法（定額制）により徴収  
しており、広域的な観点からみると均衡が図られていない状況で  
す。さらに、平成29年7月から完成検査業務等を民間事業者に  
委託したことにより、委託料を含めた事務コストに対する負担の  
適正化を図る必要があります。

これらの課題を解消するためには、現行の定率制から定額制に  
変更し、その定額制における算出方法については、より公平性を  
確保するために工事内容に応じて算出する方法を採用することが  
妥当であると考えます。なお具体的な算出方法については、給水  
装置工事の内容に応じた審査・検査事務による人件費及び物件費  
を積み上げて算出し、すべての申請で共通する項目（基本料）に

配水管又は給水管からの取出し工事に係る項目（取出し加算）及び接続するメーターに係る項目（メーター加算）を必要に応じて加算する方法とし、その内容については、次の表のとおりとすることが妥当であると考えます。

【すべての申請で共通する項目（基本料）】

工事種別	手数料
給水装置工事手数料 （新設・改造・修繕）	1件につき 8,200円
給水装置工事手数料 （撤去）	1件につき 3,300円

【配水管又は給水管からの取出し工事に係る項目（取出し加算）】

配水管又は給水管からの取出し管口径	手数料
13mm・20mm・25mm	1本につき 5,000円
40mm	1本につき 9,000円
50mm	1本につき 10,500円
75mm以上	1本につき 14,500円

【接続するメーターに係る項目（メーター加算）】

接続メーター口径	手数料
13mm・20mm・25mm	1個につき 4,400円
40mm	1個につき 10,000円
50mm	1個につき 12,100円
75mm以上	1個につき 15,100円

(2) 附帯意見

- ア 配水管から分岐して給水管を設ける給水装置工事について、適切に作業を行うことができる技能を有する者が施工していることの確認に努めていただきたい。
- イ 社会情勢の変化や事務の改善等がある場合、適宜手数料の見直しをしていただきたい。

## 2 指定給水装置工事事業者の更新手数料の額について

### (1) 更新手数料の額

指定給水装置工事事業者制度については、水道事業者がその給水区域内において、給水装置工事を適正に施行することができるものと認められる者を指定する制度で、秦野市水道事業給水条例で定めています。

この指定を受けた給水装置工事事業者の事業に関しては、休止、廃止等の実態が反映されずらく、所在確認が取れない事業者が存在しているなど、実態とのかい離が生じるなどの課題がありました。

こうした課題に対し、国においては、指定給水装置工事事業者の資質の維持、向上を図ることを目的として、水道法の一部改正（平成30年12月12日公布）を行い、指定給水装置工事事業者の指定の有効期間を新たに定められ、5年ごとの更新制が導入されました。

この更新制導入に伴い、指定の更新に係る事務が生じることから、その事務に対する対価として、手数料を新たに秦野市水道事業給水条例に定める必要があります。

更新手数料の額については、公益社団法人日本水道協会が作成した「指定給水装置工事事業者への指定の更新制の導入におけるガイドライン」に準じて、人件費及び物件費の積み上げにより算出した更新手数料の額、秦野市が指定する下水道工事店の更新手数料の額及び県内の各水道事業体の更新手数料の検討状況を踏まえ、5,000円が妥当であると認めます。

### (2) 附帯意見

社会情勢の変化や事務の改善等がある場合、適宜手数料の見直しをしていただきたい。



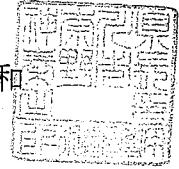
FN0.9・1・0（甲）

令和元年8月29日

秦野市上下水道審議会

会長 茂庭竹生様

秦野市長 高橋昌和



給水装置工事手数料のあり方及び指定給水装置工事事業者の更新  
手数料の額について（諮問）

給水装置工事手数料については、昭和61年度から工事費の8パーセントの定率による算定方法（定率制）を条例で規定してまいりました。しかし、施工方法や使用材料の多様化などから指定給水装置工事事業者により工事費が異なることから、同規模の給水装置工事であっても手数料に差異が生じています。また、給水装置工事を行う事業者は広域で仕事をしているため水道事業体が異なっても同じであり、本市を除くその多くの水道事業体では定額制を採用しています。

これらの状況から、給水装置工事手数料のあり方を検討する必要があります。

また、平成30年12月12日に水道法の一部を改正する法律が公布され、水道事業体で指定する給水装置工事事業者制度に、事業者の資質の維持、向上を図ることを目的として、指定給水装置工事事業者の5年ごとの更新制度が規定されました。

そのため、条例で指定給水装置工事事業者の更新手数料を定めることが適当であると考えます。

以上のことから、本市水道事業にとって望ましい給水装置工事手数料のあり方及び指定給水装置工事事業者の更新手数料の額について、次のとおり諮問します。

- 1 給水装置工事手数料のあり方について
- 2 指定給水装置工事事業者の更新手数料の額について